

# 令和6年度 第1回 群馬地方労働審議会

令和6年10月28日



群馬労働局

○群馬労働局行政運営方針に基づく労働施策の進捗状況(上半期)

# ◆ 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

## ● 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保(行運3P)

### ○群馬県最低賃金の改定

- 群馬県最低賃金は、群馬県最低賃金審議会から8月8日に答申を受け前年から50円引き上げ985円に改定(10月4日発効)

### ○群馬県最低賃金の周知・広報

- 群馬テレビアナウンサーを一日労働局長に任命し、大型商業施設における広報イベントとして、店頭でのアナウンス、ポケットティッシュ配布等により周知広報を実施(10月3日)
- 群馬テレビの夕方のニュースに15秒のスポットCMを9月23日から10月26日までの間に34回放映
- 上毛新聞に新聞広告を9月23日(月)及び同月30日(月)に掲載



広報ポスター

群馬労働局

群馬県最低賃金

時間額 **985円**

令和6年10月4日から適用(2024年)

経営者の皆様、賃金アップを支援する業務改善助成金をご活用ください ※最大600万円

チェック 最低賃金

群馬テレビスポットCM画面

事業主も働く人もみんなでチェック! **10月4日から群馬県の最低賃金は時間額985円** 賃金引上げを支援する各種助成金も是非ご利用ください 群馬労働局

上毛新聞掲載帯広告

- 県、市町村(36団体)及び群馬県経営者協会等の経営者団体、関係団体(122団体)に、広報誌への掲載を依頼(9月4日)
- 記者クラブへの投げ込みによる広報を実施(6新聞で延べ13回記事掲載)

### ○中小・小規模企業等支援

- 最低賃金引上げや社会保険適用拡大に伴う集中的な取組として、業務改善助成金・キャリアアップ助成金等の各種助成金の活用や年収の壁・支援強化パッケージを紹介(8月30日報道発表)
- これら助成金等について、上記の群馬県最低賃金の周知・広報に併せて周知広報を実施

## ○賃金引上げ特設ページの周知

- 群馬県内の企業の賃金引上げの取組事例等を独自に掲載した賃金引上げ特設ページのリーフレットを作成し周知を実施

賃金引き上げ特設ページを公開中!

賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

賃金引き上げ特設ページのメニュー

- MENU1 賃金引上げに向けた取り組み事例の紹介
- MENU2 地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能
- MENU3 賃金引上げに向けた政府の支援策の紹介

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

検索結果の例

職種	平均年齢	所在地	前年額(円)	前年額(円)	前年額(円)	前年額(円)
生産工程従事者	42.3歳	285.4	1,548	748.8		
はん用・生産用・業務用機械器具保守等	41.3歳	294.5	1,811	1,086.8		
金属プレス従事者	39.3歳	259.9	1,601	930.5		
金属鍛造・溶断等従事者	42.6歳	286.8	1,529	476.8		
溶接・溶接・溶断等従事者	47.8歳	230.2	1,387	384.6		
溶接員(ビル・建築物を除く)、溶接機関係従事者	52.8歳	248.7	1,504	479.5		

詳しくは賃金引上げ特設ページでチェック <https://www.saiteching.info/ching/>

賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE1 ユアサ園芸 園芸用品販売業  
正社員の基本給とパート従業員の時給を3%引き上げた。賃上げをするには利益を必し出す必要がないため、業務改善助成金を活用してパソコン用ソフトウェアとシヨベルローダーを導入。作業効率が上がったことから従業員の負担が軽減し、新たな顧客も増えた。今後より良い商品を生み出して付加価値を高め、高騰する輸入肥料などの諸原料費を低減するなどの取り組みを進め、継続的な賃上げを目指すという。  
企業プロフィール ●所在地: 群馬県高崎市 ●従業員数: 9人

CASE2 櫛モハラテクニカ 精密板金加工等  
補助金制度の積極活用による最終設備の導入により生産性を向上するなどして、賃上げや従業員の賃金形成を推進し、低価格競争を構築。高度な金属加工の技術を有し、数年連続増産が続く。2022年7月に正社員に対し3~4%の賃上げを実施し、2023年7月には同じく4%の賃上げを実施した。従業員の働くモチベーションを向上し、今年度はパート従業員の賃上げも予定している。  
企業プロフィール ●所在地: 群馬県高崎市 ●従業員数: 38人

CASE3 ㈱ロゼクリーナースカクスマ クリーニング業  
業務改善助成金により賃上げと職場環境の改善を実現。コロナ禍を背景としたクリーニング需要に対応すべく立ち上げた。新事業の獲得・介護施設等の入居率向け集客クリーニングサービスを開始。新事業を軌道に乗せるために業務改善助成金を利用し、賃上げと業務効率化による職場環境改善を行う。2022年10月に全従業員の時給を30円引き上げ、2023年にはさらに30円引き上げた。  
企業プロフィール ●所在地: 群馬県高崎市 ●従業員数: 17人

CASE4 ブルドックソース(株) ソース等調味料の製造・販売  
生産性向上を目指して導入したシニア社員の活用を目的とした「シニア社員制度」の導入に加え2023年4月には従業員の生活の安定を図ることを目的としてベースアップを実施。また、パート社員を含む全従業員に一律5%の増給も実施した。優秀な人材を獲得するために給与は重要なポイントとして捉えており、人が資本の意識をもって、これに応えるためにも賃上げを継続できるように取り組んできたという。  
企業プロフィール ●所在地: 群馬県藤岡市(本社:東京都) ●従業員数: 249人

## 下半期の取組

### ○群馬県最低賃金の周知

本省作成のポスターを県・市町村(36団体)及び群馬県経営者協会等の経営者団体・関係団体(122団体)に、直接訪問するなどして掲示などの協力依頼を実施

### ○群馬県特定賃金改正決定

特定最低賃金が設定されている4業種について最低賃金改定された場合には、改定額の周知広報を実施(郵送及び直接訪問)  
このほか、ホームページ掲載、プレスリリースにて周知広報を実施

### ○中小・小規模企業等支援

業務改善助成金、キャリアアップ助成金等の各種助成金や年収の壁・支援強化パッケージ等を紹介

### ○最低賃金履行確保

最低賃金違反のおそれのある事業場を選定し、監督指導を実施

# ◆ 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

○最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援  
・生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金制度の利用を促進

◆業務改善助成金(申請件数)

生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた事業主に対して、設備投資等経費の一部を助成

令和6年8月末現在	72件
令和5年度	293件

○中小企業等における働き方改革の推進

・「群馬働き方改革推進支援センター」を設置し、社会保険労務士等の専門家によるコンサルティング等を実施

◆センターの主な実績

(件数)	コンサルティング	セミナー開催
令和6年8月末	190件	14件
令和5年度	515件	36件



○雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

・パートタイム・有期雇用労働法に基づく同一労働同一賃金(不合理な待遇差の禁止)徹底のため、企業への指導を実施

◆報告徴収(実施件数)

令和6年8月末現在	134件
令和5年度	245件

うち、待遇差改善の助言 …………… 84社  
不合理な待遇差の是正を助言・指導 …… 28社

○非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化促進を行う企業への支援

・「キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース」等の活用により、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを支援

・社会保険適用拡大等に伴う対策への集中的な取組として、各種助成金の活用事例等をまとめてパッケージツールとして報道発表するとともに広報を展開

①FM群馬インフォーマーシャル: 8月22日～9月10日(延べ17回)

②群馬県経営者協会等の経営者団体、関係団体等(121団体)に、会員企業に向けた助成金活用勧奨を依頼 等

◆キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース・令和5年10月開始)

計画書提出数	令和6年8月末	158件
申請事業所数	令和6年8月末	21件
支給事業所数	令和6年8月末	8件

◆キャリアアップ助成金(正社員化コース)

支給事業所数	令和6年8月末	259件
支給事業所数	令和5年度	662件

○無期転換ルールの円滑な運用

・無期転換申込権が発生する契約更新時の労働条件明示事項に、令和6年4月から追加された無期転換申込機会と無期転換後の労働条件について、事業所訪問等のあらゆる機会を活用し周知・啓発



・厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー」の開催について、各種説明会に案内リーフレットを配付するとともに、ホームページ、メールマガジン、労働基準ニュースへの掲載により周知(令和6年9月～12月)

群馬労働局の取組  
トピックスコーナー



## 下半期の取組

- ・引き続き、非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化に向けて周知を行い、「年収の壁」も意識せずに働ける環境を整え、助成金の活用を促進
- ・働き方改革に関する包括連携協定締結金融機関向けに労働関係助成金等オンライン研修会を開催し、顧客企業等への周知を依頼
- ・民間金融機関が実施するビジネスマッチングフェア等に参加し、各種助成金や法制度を周知

# ◆ リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

## ● リ・スキリングによる能力向上支援(行運4P)

### ○キャリア形成・リスキリング相談コーナー

- キャリア形成・リスキリング推進事業(厚生労働省委託事業)において、常駐(前橋所)・巡回(前橋所以外の安定所)相談により、ジョブ・カード及び労働市場情報や職業・教育訓練等に関する情報を活用し、自己理解や仕事理解を深め、キャリア・プランの作成や、リスキリングに係る相談支援を実施



### ○公的職業訓練の実施状況

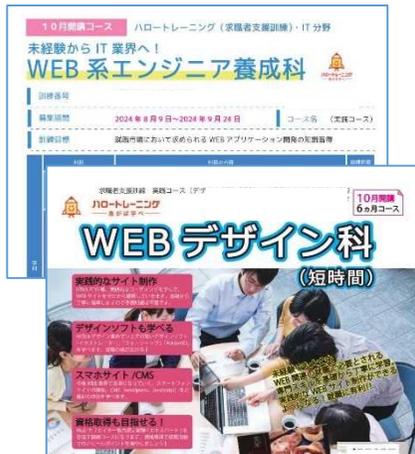
- デジタル分野に係る公的職業訓練の訓練コースの拡充を図り、受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援を実施

#### ◆公共職業訓練受講率

	受講率	(うちデジタル分野受講率)
令和6年8月末	67.6%	(68.9%)
令和5年度	64.4%	(51.3%)

#### ◆求職者支援訓練受講率

	受講率	(うちデジタル分野受講率)
令和6年8月末	86.0%	(95.4%)
令和5年度	78.0%	(96.7%)



### ○人材開発支援助成金の支給状況

- 人への投資促進コース、事業展開等リスキリング支援コースについて、新聞記事や関係機関等の情報源をもとにターゲティングした事業所に対する活用勧奨の他、群馬県のDX人材リスキリング推進事業と連携した取り組みを実施

#### ◆人材開発支援助成金(人への投資促進コース)

訓練実施計画届け出実績: 32件( 2,768人分)(令和6年8月末時点)

#### ◆人材開発支援助成金(事業展開等リスキリング支援コース)

訓練実施計画届け出実績: 83件( 497人分)(令和6年8月末時点)

### ○産業雇用安定助成金の活用促進

- 在籍型出向による雇用維持、賃金上昇を伴う労働者のスキルアップ、生産性向上に資する取組等のために必要な新たな人材の雇い入れを支援

## 下半期の取組

- 公的職業訓練については、群馬県地域職業能力開発促進協議会において、地域のニーズに対応した職業訓練コースの設定を促進する。(令和6年度第1回協議会は、令和6年11月15日開催予定)

- 人材開発支援助成金(人への投資促進コース、事業展開等リスキリング支援コース)について、引き続き活用勧奨に取り組む。

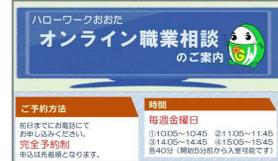
- 産業雇用安定助成金については、「スキルアップ支援コース」の活用促進について産業雇用安定センター群馬事務所と連携した周知を積極的に実施し、令和6年5月27日改正の「産業連携人材確保等支援コース」についても、周知する。

# ◆ リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

## ● 成長分野等への労働移動の円滑化(行運4P)

### ○職業紹介業務のオンラインサービスの向上

- オンライン職業相談は群馬県内の全てのハローワークに拡充し、ハローワーク窓口を始め労働局HP等を活用して周知を実施
- オンラインを活用した各種就職支援セミナーの実施
- 利用者の利便性が向上した求人者・求職者マイページについて、利用促進に向けた積極的な周知を実施



### ○「求人かんたん検索」の労働局ホームページ、LINEへの掲載

- ハローワークの求人を検索するにあたり、複数の希望条件等を入力することなく、クリックするだけで希望エリアの求人を閲覧することができる「かんたん検索」ページの労働局ホームページ、LINEへの掲載について、館林所、中之条所、太田所にて開始



### ○「ハロまるお仕事カード」の取り組み

- 「ハロまるお仕事カード」を活用した体験学習について、県内の小学校3校(伊勢崎、太田、富岡)の生徒延べ207人に対して実施
- また小学校以外でも、放課後学習クラブでの実施や、商業施設でのハローワーク周知イベントとして実施したほか、厚生労働省にて開催された「霞ヶ関子どもデー」にて実施するなど、各種イベントにて児童200人に対して実施



### ○民間等の労働力需給調整事業の適正な運営

#### ◆労働者派遣法に基づく派遣元事業所・派遣先事業所に対する指導監督状況

	指導監督対象事業所数	うち是正指導実施数
令和6年8月末	88事業所	64件
令和5年度	290事業所	249件

※是正指導(=法令違反)の多くは、派遣契約書、就業条件明示書及び派遣元管理台帳の不備、事業報告書等の違反

#### ○賃金上昇を伴う労働移動等を推進するため、雇い入れにあたり賃金の引き上げを行う事業主に対する助成金の制度周知

- ◆特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)  
対象労働者を雇い入れた事業所あてに、もれなく制度案内を送付し周知。
- ◆早期再就職支援等助成金  
雇入れ支援コースについて対象労働者を拡充。

<雇入れ支援コース>

<中途採用拡大コース>

助成額(対象労働者1人あたり)

早期雇い入れ助成	通常	優遇助成 <sup>※1</sup>
	30万円	40万円

人材育成支援 早期雇い入れ助成の対象者に対して、雇い入れ日から6か月以内に訓練を開始した場合に助成

		通常	優遇助成 <sup>※1</sup>	
OFF-JT	資金助成	960円(480円)/時給	1,060円(580円)/時給	
	経費助成	10時間以上 100時間未満	15万円(10万円)	25万円(20万円)
		100時間以上 200時間未満	30万円(20万円)	40万円(30万円)
	200時間以上	50万円(30万円)	60万円(40万円)	
OJT	実施助成	20万円(11万円)		

(A) 中途採用率の拡大	中途採用率を20ポイント(中途採用率拡大目標 <sup>※1</sup> )以上上昇させた事業主に対する助成
助成額: 50万円	

(B) 45歳以上の中途採用率の拡大	以下のすべてを満たす事業主に対する助成
助成額: 100万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>中途採用率を20ポイント(中途採用率拡大目標<sup>※2</sup>)以上上昇させた</li> <li>うち45歳以上の労働者が10ポイント(45歳以上中途採用率拡大目標<sup>※2</sup>)以上上昇させた</li> <li>当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上昇させた</li> </ul>

### 下半期の取組

- ハローワークをより身近に、親しみやすく感じてもらうため、公式キャラクターのハロまると共に、オリジナルラジオ番組や労働局HP、SNS等において、面接会・セミナー等イベントや各種制度の周知を図る。
- 求人検索における利便性が非常に高い「求人かんたん検索」について、県内すべてのハローワークにて、ホームページ及びLINEへ掲載することにより、求人閲覧の機会を増やし、ハローワーク窓口利用への誘導を行う。
- 各種助成制度については、引き続き対象となる事業主への周知広報を漏れなく行い活用勧奨に取り組む。

# ◆リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

## ● 中小企業等に対する人材確保の支援(行運5P)

### ○オンラインを活用した求人受理の推進

- オンラインを活用した求人受理については、群馬局管内すべてのハローワークにて実施しており、令和6年8月時点での群馬局の平均利用率は88.5%である

### ○事業所説明会等の各種イベント開催による求人充足に向けた取組

- ハローワークの会議室等を利用した事業所説明会、就職面談会等を開催するにあたり、所内掲示の他、労働局ホームページへの掲載や、各ハローワークのLINEへの投稿等による広報を実施することにより、ハローワーク来所者だけではなく幅広く参加者を募り、求人充足に向けた取組を、全所で実施

求職者のみなさま

### 就職面談会を開催します!!

**9月11日(水) 14:00~**  
会場：ハローワークたかさき 3階会議室

## ワシダ工業株式会社

★募集求人★  
施工管理(ネットワーク・通信設備)(インフラ設備)、配電機設計、設備設計、人事担当、現場保守及び工事作業、電気機器製品の組立作業、電気機器製品の品質検査、設備工事営業 その他

ヤフーわかる!

## 磯部温泉旅館組合

磯部ガーデン・雀のお宿 磯部館  
ホテル桜や

### お仕事説明会

3つの旅館の合同お仕事説明会です!  
担当者の方に会社概要や募集職種について説明していただけます。面接会ではありません(履歴書不要!!)  
応募する前にお話を聞いてみませんか?  
最後に質問タイムもありですよ!お気軽にご参加ください!

事前予約  
参加無料

## 合同企業説明会

令和6年  
**7/22(月)** 会場：ハローワーク太田 2階大会議室  
14:00~16:10(受付開始) 13:30~

【参加企業】  
採用に積極的な企業が4社参加予定です。  
① 株式会社 株式会社  
② キムラユニティー 株式会社  
③ 社会福祉法人 磯田福祉会  
④ 株式会社 群馬県水道サービス  
※本イベントは、タイムスケジュール方式にて行われます。会場への出入りは自由となりますので、興味のある時間帯にお越しください。

### ○人材不足分野への人材確保支援の充実

◆分野別有効求人倍率の状況 (注)原数値、職業別常用(パートタイム含む)

	医療	介護	保育	建設	警備	運輸
令和6年8月末	2.03	3.46	1.38	6.98	6.11	2.35

- 人材不足分野の各関連団体と労働局、ハローワーク、関係行政機関による「人材不足分野における人材確保に係るネットワーク」を構築し、相互の施策についての理解促進を図るとともに、必要な情報を共有し、具体的連携方法について協議を行い、効果的・効率的な実施を図る。
- 前橋および高崎ハローワークの人材確保対策コーナーを中心に、人材不足分野に関する就職面談会等の実施

### 人材確保対策コーナーのご案内

福祉(養護・介護・保育) 建設・運輸・警備のお仕事をお考えの方へ、ハローワークがえはしては、上記職種の中心のある方へ、就職支援を行っています。

就職活動の進め方 指導 求人検索 検索

建設現場 建設現場の紹介 就業説明 就業説明の準備

高崎セミナーの開催

福祉分野・建設 警備・運輸など

人材不足の福祉分野、建設以外分野(建設、警備、運輸等)に求職者へ求人募集のサポート(福祉・建設・運輸)に特化したコーナーです。  
● 就業説明会 就業説明会  
● 就業説明会 就業説明会  
● 就業説明会 就業説明会  
● 就業説明会 就業説明会  
● 就業説明会 就業説明会

1階受付の待合室にて、ご希望の番号を押してください。

福祉 建設 警備 運輸

### 人材確保対策コーナー

人材不足の福祉分野、建設以外分野(建設、警備、運輸等)に求職者へ求人募集のサポート(福祉・建設・運輸)に特化したコーナーです。  
● 就業説明会 就業説明会  
● 就業説明会 就業説明会  
● 就業説明会 就業説明会  
● 就業説明会 就業説明会  
● 就業説明会 就業説明会

027-327-8609 受付時間 9:00~17:15 (土曜休)

### 建設業セミナーのご案内

資格は必要? 大歓迎!大丈夫?

14:00~ 建設業界の現状説明(ハローワークより)  
14:30~ 事業所による説明および個別相談

### 運輸セミナーのご案内

資格は必要? 大歓迎!大丈夫?

予約数です 定員12名

8月10日(水) 14:00~16:00  
8月17日(水) 14:00~16:00

### 医療分野 合同就職面談会を開催します

7月25日(木) 9:45~

ハローワークたかさき 3階会議室

### 下半期の取組

- オンラインを活用した求人受理について、引き続き求人事業所に対して、活用することによる利便性を説明するとともに、丁寧な利用案内をすることにより、利用事業所の拡大を図る。
- 事業所説明会、就職面接会等のイベントについては、イベント参加による求人充足や認知度UP等のメリットを積極的に求職者に説明し、幅広く事業所の参加を促す。
- 人材確保支援については、「介護の日」(11月11日)を中心に、各ハローワークで「介護就職デイ」と称した福祉関係就職面接会等を実施予定であるほか、群馬県福祉マンパワーセンターと連携し地区ごとの福祉の仕事フェアを引き続き実施する。

# ◆ 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

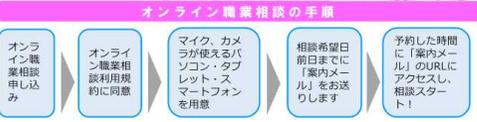
## ● 子育て中の女性等に対する就職支援(行運5P)

### ○ マザーズコーナーにおけるきめ細かな就職支援サービスの提供

- 前橋、高崎及び太田のハローワークに設置されているマザーズコーナーでは支援を必要とする方に対し、セミナーやパソコン講習等のオンライン開催も含め個々のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施

マザーズコーナーで  
オンライン職業相談を実施しています！  
要予約

ご自宅でお仕事の相談ができます！  
PC・タブレット  
スマートフォン  
会議用アプリ  
Tele Office  
を使用  
相談時間  
1回40分



オンラインセミナー  
マザーズサポートカフェ  
Online Mother's support Café  
よくわからない扶養のことを知って  
選ぶ働き方  
R6年8月29日(木)  
10:30~11:30

### ◆ 「マザーズコーナー」における重点支援対象者の支援状況

	支援対象者数	就職件数	就職率
令和6年8月末	292人	287件	98.3%
令和5年度	700人	672件	96.0%



- アウトリーチ型の支援として、群馬県の実施する「ぐんま・ほほえみネット」と連携を図り、出張相談やセミナーを実施

マザーズ応援Week2024  
5/13 MON ▶ 5/17 FRI  
お仕事相談パークおた 相談室 (太田市役所 2F)  
スケジュール  
AM 10:00~12:00 PM 13:30~15:30  
AM 株式会社 村山製作所  
PM 有限会社 協和機械工業所  
AM 群馬県立がんセンター

### ○ 女性のライフステージに対応した活躍推進

- 就職意欲が高い子育て中の求職者への就職支援を強化するため、「仕事と家庭の両立しやすい求人」の開拓、就職面接会や合同企業説明会を開催

### ◆ 「仕事と家庭の両立しやすい求人」の開拓状況

	開拓求人件数	開拓求人数
令和6年8月末	829件	1,303人
令和5年度	1,842件	2,966人

子育て中の方と  
企業の交流会  
令和6年 9月19日(木) 10:00~12:00 (受付9:30から)  
対象者: 子育て中の方  
定員: 先着15名  
託児無料  
筆記用具

マザーズ  
就職面接会  
2024  
令和6年 9/13 (金) 13:00~15:00 (受付12:50~)  
場所: 太田商工会議所(太田市浜町3-6) 3階 大ホール  
就職面接会  
個別相談会

- 公式キャラクター「ハロまる」を活用した、より親しみのある環境づくりを実践

親子で学ぼう  
「ハロまるお仕事カード」体験会  
夏休みの子どもたちと保護者に向けて、親子で一緒に「お仕事について楽しく学ぶ「ハロまるお仕事カード」体験会を実施しました！  
【実施要項】  
日時: 令和6年8月6日(火) 10:00~12:00  
場所: 新田駅前ビル2F 202-13号室 (太田市新田市新井592-13)  
対象者: 子育て中の保護者及び児童  
内容: ハロまるお仕事カードから「やってみよう」仕事を遊び、親子で共に様々な職業に触れ、「働くこと」の意義を考える体験会。ハローワーク太田及び、マザーズコーナーの周知も併せて実施。



### 下半期の取組

- 就職意欲が高い子育て中の求職者を対象とした「子育て支援就職面接会」等を2月に県内全てのハローワークにおいて開催予定



# ◆ 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

## ● 仕事と育児・介護の両立支援等(行運6P)

### ○仕事と育児・介護の両立支援

- 産後パパ育休(出生時育児休業)など、男性の育児休業取得促進に向けた資料を作成し、ホームページへの掲載、説明会等で配布し周知
- 改正育児・介護休業法及び改正次世代法に関し、地方公共団体、労使団体等に周知への協力を依頼(令和6年6月 55か所)
- 仕事と育児・介護の両立支援制度等に関する相談窓口の設置(令和6年7月～)



### 育児・介護休業法、次世代法の改正のポイント

- ①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
- ②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化
- ③介護離職防止のための仕事と育児の両立支援制度の強化等

### ○次世代育成支援対策推進のための支援

- 行動計画終期が近い事業主に対し、次期行動計画の策定・届出を文書等により勧奨(毎月)

### ◆一般事業主行動計画策定届企業数(令和6年8月末現在)

	行動計画策定届出企業数	届出率
常時雇用労働者301人以上の企業	234社	99.6%
常時雇用労働者101人以上300人以下の企業	523社	98.7%

### ◆くるみん認定企業数(令和6年8月末現在)

くるみん認定 76社(うち、くるみんプラス認定 2社)  
 プラチナくるみん認定 9社(うち、プラチナくるみんプラス 1社)

認定マーク      くるみん      プラチナくるみん      くるみんプラス



### ○不妊治療と仕事の両立支援

- 次期行動計画に不妊治療と仕事の両立に配慮した措置の実施を検討するよう資料等を送付し勧奨(毎月)

### ○女性活躍促進のための支援

- 常用労働者101人以上の事業主のうち、女性の活躍推進企業データベースでの情報公表が1年以上更新されていない事業主を把握し、最新の数値に更新するよう督促(毎月)
- 事業場訪問等で新たに情報公表義務がある旨を把握した事業主に対し、女性の活躍推進企業データベースでの情報公表を行うよう勧奨

### ◆一般事業主行動計画策定届企業数(令和6年8月末現在)

	行動計画策定届出企業数	届出率
常時雇用労働者301人以上の企業	233社	99.1%
常時雇用労働者101人以上300人以下の企業	524社	98.9%

### ◆えるぼし認定企業数(令和6年8月末現在)

えるぼし認定: 30社    3段階目: 23社、2段階目: 7社

#### 認定マーク

1段階目



2段階目



3段階目



プラチナえるぼし



## 下半期の取組

- 改正育児・介護休業法及び改正次世代法に沿った対応を管内事業主に周知徹底するため、説明会を開催(11月、12月、計4回)
- 改正法等の円滑な施行に向け、管内事業主や労働者等に周知を図るため、フリーペーパー等、あらゆる媒体を活用した広報を展開(11月～3月)

# ◆安全で健康に働くことができる環境づくり

## ●長時間労働の抑制、中小企業等の時間外・休日労働時間の削減等に向けた支援の実施(行運7P)

### ○長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導

- 月80時間を超える時間外・休日労働が疑われる事業場等に対し、監督指導を実施し、長時間労働の抑制や健康確保措置を指導

単位：件（違反率）	令和4年度	令和5年度
監督実施事業場数	960	684
労基法等違反	760 (79.2%)	484 (70.8%)
違法な時間外労働	345 (35.9%)	224 (32.7%)
うち、80時間を超えるもの	139 (14.5%)	127 (18.6%)
賃金不払残業があったもの	57 (5.9%)	16 (2.3%)
過重労働による健康障害防止措置が未実施	221 (23.0%)	90 (13.2%)

### ○中小・小規模事業者に対する支援

- 監督署に設置された「労働時間相談・支援班」による改正労基法等や支援策に関する労働時間等説明会の開催及び個別訪問によるきめ細やかな支援を実施

【説明会】 開催回数：5回（令和6年度（9月末時点））

【個別訪問】 訪問件数：237件（令和6年度（9月末時点））

#### 【支援内容】

- 改正労基法等内容の周知・説明
- 割増賃金の引上げ（月60時間超の時間外労働の割増賃金率5割）の説明等
- 労働時間制度全般（36協定や変形労働時間制）の内容の説明
- 長時間労働の抑制に向けた取組事例等の説明
- 働き方改革推進助成金等の支援策の利用勧奨

### ◆自動車運転者の交通事故防止に係る緊急要請

5月6日に、伊勢崎市内の国道で発生したトラックによる交通死亡事故が発生したことを受け、県内23団体に対し、時間外労働の上限規制を含む、労働基準関係法令、改善基準告示及び交通労働災害防止のガイドラインの遵守について緊急要請（5月10日）

関係団体の長 殿

群労働基0510第1号  
令和6年5月10日

群馬労働局長

自動車運転者の交通事故の防止について（要請）

- 交通労働災害防止のためのガイドライン  
<https://www.ahk.go.jp/sew-info/sobetsu/roadou/rossou1/ansou/41/10912-01-e11.pdf>
- 時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたスメモ」  
<https://hatarakikatasumemo.ahk.go.jp/>
- 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）  
<https://www.ahk.go.jp/sew/seisaku/ansou/roadou/roadou1/ansou/roadou/roadou05.html>

#### 緊急要請文

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



**STOP! 長時間の荷待ち**

- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、**ぜひ前向きに検討をお願いします。**

### ○令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された建設業者、自動車運転者、医師等への労働時間短縮等に向けた支援等を実施

#### ◆トラック運送業については、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間の発生防止に努めること等の配慮について「要請」を実施【要請件数】115件（令和6年度（9月末時点））

#### ◆適用開始業務等に対する説明会等の実施

- 建設業

6月21日に、群馬県建設業関係労働時間削減推進協議会を開催し、今年度の労働時間等説明会の開催方針を決定。

- 自動車運転者

地方運輸機関・トラック協会と連携し業界団体非加入企業を含めた労働時間等説明会を開催

4回（147社参加）（令和6年度（9月末時点））

地方運輸機関と連携した新規開業運送事業者に対する労働関係法令等の説明会を開催

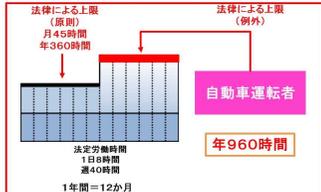
3回（8社参加）（令和6年度（9月末時点））

- 医師

7月に群馬県と共催で病院・有床診療所向けに開催し、55名参加

県内のトラック運送事業者のみなさまへ  
**働き方改革を進めましょう！**

2024（令和6）年4月1日から自動車運転者にも時間外労働の上限規制が適用されています



法律による上限（原則）  
月45時間  
年360時間

法律による上限（例外）  
自動車運転者  
年960時間

法定労働時間  
1日8時間  
週40時間  
1年間＝12か月

# ◆安全で健康に働くことができる環境づくり

## ● 長時間労働の抑制、中小企業等の時間外・休日労働時間の削減等に向けた支援の実施(行運7P)

### 下半期の取組

#### ○過労死等防止のための対策の推進、過重労働解消キャンペーンの実施(11月)

- 過重労働解消に向けた取組要請使用者団体、労働組合、災害防止団体、社会保険労務士会
- 長時間労働が疑われる事業場に対する重点的な監督指導の実施
- 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換
- 全国一斉の無料電話相談及び過重労働相談受付集中期間の実施
- 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

【日時】 令和6年11月12日(火)  
13:30~15:45  
【場所】 ビエント高崎

厚生労働省 群馬県労働局 労働基準監督署

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

11月「過労死等防止啓発月間」

2024年11月12日(火) 13:30~15:45 (受付13:00~)

会場: ビエント高崎 602会議室

しごとより、いのち。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

2024年11月12日(火) 13:30~15:45

毎日の労働時間、見直しませんか?

11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

0120-794-713

0120-811-610

#### ○長時間労働等の是正に向けた監督指導

- 月80時間を超える時間外・休日労働が疑われる事業場等に対し、監督指導を実施し、長時間労働の是正や健康確保措置を指導

#### ○中小・小規模事業者に対する支援

- 「労働時間相談・支援班」による説明会や個別訪問を実施

#### ○令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された医師、自動車運転者、建設業者等への労働時間短縮等に向けた支援等を実施

- 適用開始業務等に対する説明会の実施  
建設業向け 説明会を開催  
自動車運転者向け トラックに加え、バス、タクシー向け説明会も開催  
医師向け 群馬県と相談会を共催

- トラック運送業については、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間の発生防止に努めること等の配慮についての「要請」を、実施するとともに、標準的な運賃も周知
- 国土交通省のトラックGメンが長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる発着荷主等に対して実施する働きかけ等に、労働局の荷主特別対策官が参加

#### ○就業環境整備改善支援セミナー

- 【開催方法】  
・オンラインセミナー(平日毎日開催)  
・会場参加型セミナー(全国47都市)

#### 【対象者】

- ・新規設立事業場等の事業主や労務担当者

#### 【説明内容】

- ・労働条件の明示、36(サブロク)協定、就業規則などの基礎的な内容

建設業の事業主の皆様へ  
「働き方」が変わります!

2024(令和6)年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されています

年次有給休暇の取得促進  
適正な工場の設定  
人材確保と育成など

建設業については、2024(令和6)年4月1日以降、原則として月45時間・年360時間を超える時間外労働はできなくなりました。また、臨時的な特別の事情(特別案件)があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできません。

1年間の時間外労働は720時間以内  
・1か月の時間外労働と休日労働の合計は100時間未満(※)  
・時間外労働と休日労働の合計について、2~6か月平均80時間以内(※)  
・2か月平均「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」の全て  
・時間外労働の月を超えて行うことは、第6回(月)以内

厚生労働省 群馬労働局 労働基準監督署

『いまどきの労務管理』  
テキスト受取無料

就業環境整備改善支援セミナー

人手不足で困っている！目をかけた従業員がやめてしまう！  
従業員の働きやすさを高め、生産性を向上させ、業績を伸ばすために、就業環境を整備しよう。

全国47都府県で開催  
平日 毎日開催！(午後・午後)  
オンラインセミナー 1回120分  
会場参加型セミナー 150分(※)

実務に役立つ  
最新の改正の取り組み方法をしっかり学ぶ！  
現場で使える「労務管理の基礎をじっくり学ぶ！」  
※会場参加型セミナーは、個別相談も実施！(要予約)

厚生労働省 群馬労働局 労働基準監督署

# ◆安全で健康に働くことができる環境づくり

## ●多様な働き方・休み方改革(行運7P)

- 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等に対し、しわ寄せ防止の取組を含め「働き方・休み方改善コンサルタント」による専門的な助言・指導を実施
- 勤務間インターバル制度や中小企業が活用できる助成金制度(働き方改革推進支援助成金)等について、企業等への導入を促進するため、各種説明会において周知
- 年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務や時間単位年次有給休暇の導入促進等について、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を実施

	助言・指導
令和6年8月末 (令和5年度)	48件 100件
	説明会周知
令和6年8月末 (令和5年度)	17回 36回



## ◆働き方改革推進支援助成金

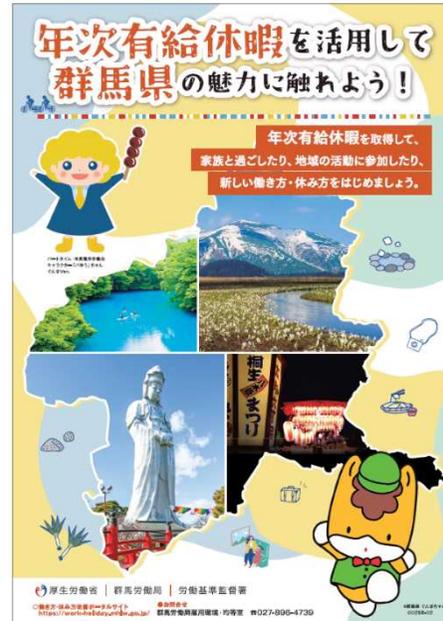
- 労働時間の短縮・年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバルの導入等に取り組む中小企業主に対して、外部専門家によるコンサルティング、労務管理機器等の導入経費の一部を助成 (交付申請件数)

コース名	令和5年度	令和6年8月末
労働時間短縮・年休取得促進支援コース	34件	21件
業種別課題対応コース(※)	7件	3件
勤務間インターバルコース	1件	2件
団体推進コース	0件	1件

※令和5年度は「適用猶予業種等対応コース」

## 下半期の取組

- 県内中小企業・小規模事業者の働き方改革等が円滑に進むよう、各種説明会において事業主に対し法制度や各種助成金等の支援策の説明を実施
- 下請等中小事業者への「しわ寄せ」を防止するため、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」を中心に集中的な周知啓発を実施
- 地域における年次有給休暇の取得促進に向けて、群馬県版の周知資料(ポスター・リーフレット)を活用した広報を実施



# 安全で健康に働くことができる環境づくり

## 労働条件の確保・改善対策(行運8P)

### 技能実習生を含めた外国人労働者対策の推進

労働基準関係法令違反の疑いがある外国人技能実習生の実習実施先に対する重点的な監督指導の実施

	令和5年(単位:件(違反率))
監督実施事業場数	249
労基法等違反	156(62.7%)
安全基準	46(18.5%)
労働時間	42(16.9%)
割増賃金の支払	29(11.6%)

外国人労働者相談コーナーの活用  
ベトナム語、ポルトガル語対応の労働相談コーナーを設置  
(労働局監督課及び太田署)

出入国在留管理機関及び外国人技能実習機構との相互通報制度の確実な運用

単位:件	令和5年	令和6年9月末時点
出入国管理機関への通報	7	11
出入国管理機関からの通報	1	0
外国人技能実習機構への通報	11	10
外国人技能実習機構からの通報	32	62

### 下半期の取組

- 労働基準関係法令違反の疑いがある外国人技能実習生の実習実施先に対する重点的な監督指導の実施
- 外国人労働者相談コーナーによる相談対応
- 出入国在留管理機関及び外国人技能実習機構との相互通報制度の確実な運用

**CÁC BẠN VIỆT NAM ĐANG SỐNG VÀ LÀM VIỆC TRONG TỈNH GUMMA**  
Để người Việt Nam có thể an tâm làm việc. Cục lao động Gumma-Phong giám sát đã thành lập ra quy tư vấn lao động bằng tiếng Việt.

**Liên quan đến Luật lao động/làm việc:**  
• Mọi thắc mắc về pháp luật, quy định của pháp luật lao động Việt Nam.  
• Mọi thắc mắc về pháp luật, quy định của pháp luật lao động của nước sở tại.  
• Mọi thắc mắc về pháp luật, quy định của pháp luật lao động của nước sở tại.

**Về thời gian làm việc:**  
• Thời gian làm việc tối đa hàng ngày.  
• Thời gian làm việc tối đa hàng tuần.  
• Thời gian làm việc tối đa hàng tháng.  
• Thời gian làm việc tối đa hàng năm.

**Tại nạn lao động, an toàn, v.v.:**  
• Mọi thắc mắc về pháp luật, quy định của pháp luật lao động Việt Nam.  
• Mọi thắc mắc về pháp luật, quy định của pháp luật lao động của nước sở tại.  
• Mọi thắc mắc về pháp luật, quy định của pháp luật lao động của nước sở tại.

**027-896-4735**  
Ngày làm việc: thứ 2 - thứ 6  
Thời gian làm việc: 9:00 - 17:00  
Số điện thoại: 027-896-4735  
Địa chỉ: Mueabohi-cho, Ota-machi 2-3-3, Mueabohi-cho, goudoshu-shi

**0276-45-9920**  
De segunda à sexta  
das 9:00h às 18:00h  
Atendimento das 12:00h às 13:00h  
em horário de almoço  
em caso de emergência

### 自動車運転者対策の推進

労働条件確保上に問題があると考えられる運送事業者に対する監督指導

	令和5年(単位:件(違反率))
監督実施事業場数	78
労基法等違反	65(83.3%)
労働時間	31(39.7%)
改善基準告示違反	48(61.5%)
1日の拘束時間	40(51.3%)
1か月の拘束時間	29(37.2%)

地方運輸機関との相互通報制度の確実な運用

単位:件	令和5年	令和6年9月末時点
地方運輸機関への通報	14	3
地方運輸機関からの通報	33	17

労働時間管理適正化指導員による運送事業者への個別訪問を実施  
3件(令和6年度(9月末時点))

### 下半期の取組

- 労働条件確保上に問題があると考えられる運送事業者に対する監督指導を実施
- 地方運輸機関との相互通報制度を確実に運用
- 労働時間管理適正化指導員による運送事業者への個別訪問を実施

### その他の特定分野における労働条件確保対策の推進

- 障害者虐待防止法を踏まえ、関係機関、関係部署と連携した監督指導を実施
- 介護労働者を使用する事業場に対する監督指導を実施

### 下半期の取組

- 障害者虐待防止法を踏まえ、関係機関、関係部署と連携した監督指導を実施
- 介護労働者を使用する事業場に対する監督指導を実施

# ◆安全で健康に働くことができる環境づくり

## ● 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備(行運9P)

### ○労働災害防止に向けた取組

#### ◆労働災害発生状況(群馬県内・速報値)

	令和6年 1月～8月	令和5年 1月～8月	前年同期比
死傷者数	1,533人	1,463人	4.8%増加
死亡者数	12人	11人	9.1%増加

◆死亡災害を含む労働災害の増加を受け、「安全行動再確認運動」を継続的取組として提起し、全県下で展開

◆第14次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画について、リーフレットを配布・説明し、自発的な取組に向けた周知啓発を実施するとともに、全国労働衛生週間趣旨説明会等でアウトプット指標自主点検を依頼

◆転倒災害の防止のため、6月を重点取組期間として「STOP！転倒災害プロジェクト」を実施し、業種横断的な啓発活動を展開

◆高年齢労働者の労働災害防止に向けた職場環境の実現に向けて、エイジフレンドリーガイドラインや同補助金の周知を実施

#### ◆交通労働災害防止の徹底

- ・自動車運転者の交通労働災害防止を要請(再掲)
- ・交通労働災害防止関係行政機関連絡会議の開催と群馬県警察本部及び国土交通省関東運輸局群馬運輸支局と共同宣言を採択(8月27日)



交通安全労働災害防止に向けた共同宣言

交通事故のない社会は、県民や県内事業者すべての共通の願いです。自動車運転者は、交通事故を起こさないよう常に交通法規を遵守し、事業活動において自動車を使用する事業者は、自動車運転者が交通事故を起こさないよう支障なく安全運転をお願いします。

しかしながら、交通事故は絶えず、5月6日に群馬県内の道路において、トラックが中央分離帯を越えて対向車の乗用車と衝突し、乗用車に乗車していた3名の方が亡くなり、当該トラックの運転者を亡くした方が負傷する重大な交通事故が発生し、社会に大きな悲しみをもたらしました。

その後も、6月に群馬県内の事業者のトラック運搬車(3台)が、県内での交通規制により発生する労働災害の発生をめぐり、交通事故ははげしくなるなど、重大性を再認識し、交通事故の防止対策を一律徹底することが必要です。

私たちは、「交通事故は、あってはならない」との共通認識の下、交通事故を起こさない、起こさせないとの決意を持って、関係機関・団体とも連携しながら、交通事故を防止するための施策展開を一体とって、全力で取り組んでいくとここに宣言します。

令和6年8月27日

県労働局長 群馬労働局長 上野 康博

国土交通省 関東運輸局 群馬運輸支局長 諏訪 幸夫

群馬県警察本部 交通部長 藤川 和典

- ◆業種別(陸上貨物運送事業、建設業、製造業)の労働災害防止対策の推進
- ・局、署において工事発注機関、施工者を参集し「建設工事関係者労働災害防止連絡会議」を開催(6月～)
- ・全国安全週間準備期間に説明会を開催(6月、15回)

労働災害にあわないために  
安全行動再確認運動実施中!!

いそがない  
あせらない  
おこたらない

手順を守ってひとつずつ

不安定行動  
しなさい

STOP! 転倒

群馬労働局

- ・局長による建設現場パトロールの実施(7月1日)
- ・群馬産業安全衛生大会を主唱(7月2日)
- ・群馬労働局独自の「建設業労働災害防止推進月間」に建災防群馬県支部長との連名による主唱者メッセージを発信(9月)



◆熱中症を予防するため、5月1日から9月30日の間、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を実施(プレスリリース4月2回、6月1回)するとともに、デジタルサイネージ等(14か所)を活用した動画による注意喚起を実施

### ○健康障害防止対策の推進

◆長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、医師による面接指導やストレスチェック制度などのメンタルヘルス対策の実施について、事業場に対する指導を実施

◆群馬産業保健総合支援センターと連携し医療関係、労使団体等を構成員とする群馬県両立支援推進チームにおいて、治療と仕事の両立支援のリーフレットを作成し、周知と利用勧奨を実施

◆中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援する団体経由産業保健活動推進助成金の周知を実施

◆新たな化学物質規制や新設の個人ばく露測定定着促進補助金の周知を実施

◆群馬県の建設部局・環境部局・署により合同で石綿障害予防規則の遵守状況の確認等の建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールを実施

◆全国労働衛生週間準備期間に説明会を開催(9月、15回)を実施

◆全国労働衛生週間本週間に局長による事業場巡視を実施(10月3日)

お守りします。治療と仕事の両立

病気の治療と仕事を両立するために生じる様々な問題や悩みについて解決方法を一緒に考えてみませんか？

【労働者】治療しながら働き続けたい...! 会社はどう稼いだらいいの? 休んで大丈夫か心配...! 休んで大丈夫か心配...!

【事業主】病気になった社員にどんな対応をすれば? 病休の申請と復職後の業務をどう進めよう? 労務管理に悩まれていることはありませんか?

群馬県労働局健康安全課

群馬県労働局健康安全課

群馬県労働局健康安全課

群馬県労働局健康安全課

### 下半期の取組

- ・凍結期となる1月～3月を「STOP！転倒災害プロジェクト」の重点取組期間として業種横断的な啓発活動を展開
- ・化学物質管理活動の定着等を図るため、新たに2月に化学物質管理強調月間を展開

## ● 労災保険給付の迅速・適正な処理(行運10P)

### ○迅速・適正な処理に向けた取組

#### ◆労災保険給付の請求に対し、迅速・適正な事務処理を実施

##### ・労災保険給付の概要(全給付)

	給付件数	新規受給者
令和6年度 (7月末現在)	30,199件	4,352人
令和5年度	89,612件	13,277人
令和4年度	90,793件	13,692人

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、  
労災保険給付の対象となります

#### 対象となるのは？

■感染経路が業務によることが明らかな場合

■感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

※(例1) 複数の感染者が確認された労働環境下での業務

※(例2) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

■医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、

業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

■症状が持続し(罹患後症状があり)、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

### 新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付の状況

- ・令和4年度の新型コロナの請求件数は2,635件、決定件数は2,692件
- ・令和5年度の請求件数は809件、決定件数は852件
- ・令和6年4月から8月末までの請求件数は222件、決定件数は227件

#### ◆過労死等事案について、認定基準に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進

- ・長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化した脳・心臓疾患の労災認定基準について広く周知を図るとともに、認定基準等に基づく迅速かつ的確な事務処理を推進
- ・業務による心理的負荷評価表を明確化する等、昨年9月に改正した心理的負荷による精神障害の認定基準について広く周知を図るとともに認定基準等に基づく迅速かつ的確な事務処理を推進

#### ◆労災保険の窓口業務について、相談者等への丁寧な説明や請求人への処理状況の連絡等を確実に実施

### ◆脳・心臓疾患の請求・認定状況

	請求件数	支給決定件数
令和6年度 (8月末現在)	7件	2件
令和5年度	11件	7件
令和4年度	10件	3件

#### 脳・心臓疾患の労災認定基準 改正に関する4つのポイント

- 1 長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化しました
- 2 長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直しました
- 3 短期間の過重業務、異常な出来事との関連性が強いと判断できる場合を明確化しました
- 4 対象疾病に「重篤な心不全」を新たに追加しました

### ◆精神障害事案の請求・認定状況

	請求件数	支給決定件数
令和6年度 (8月末現在)	21件	5件
令和5年度	39件	11件
令和4年度	27件	8件

#### 心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改正概要

##### 【改正のポイント】

##### □業務による心理的負荷評価表の見直し

◆具体的出来事の追加、類似性の高い具体的出来事の統合等

**追加** 「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」(いわゆるカスタマーハラスメント)

**追加** 「感染症等の病気や事件の危険性が高い業務に従事した」

##### □精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し

▶(改正後) 悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときは、悪化した部分について業務起因性を認める

##### □医学意見の収集方法を効率化

▶評価表の明確化等により、より適切な認定、審査の迅速化、議決の効率化を図る

- ・脳・心臓疾患の労災請求件数は、ほぼ同水準で推移しているが、精神障害事案の労災請求件数は、やや増加傾向

### 下半期の取組

- ・労災保険給付の請求に対しては、迅速・適正な事務処理に取り組む
- ・過労死等事案について、認定基準に基づき、迅速・適正な事務処理の一層の推進
- ・労災保険の窓口業務について、相談者等への丁寧な説明や、請求人への処理状況の連絡等を確実に実施

# ◆ 安全で健康に働くことができる環境づくり

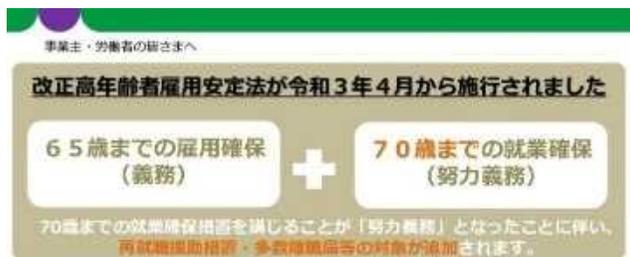
## ● 高齢者の就労・社会参加の促進(行運11P)

### ○70歳までの就業機会確保

#### ◆「高齢者雇用状況報告」の集計結果(31人以上規模企業)

	65歳までの高齢者雇用確保措置実施企業	66歳以上働ける制度のある企業	70歳以上働ける制度のある企業
令和5年	100.0%	42.0%	40.5%
令和4年	100.0%	39.2%	37.9%

- 改正高齢者雇用安定法(令和3年4月1日施行)により、努力義務として設けられた70歳までの就業機会確保等の周知や支援を実施



- 高齢者の多様なニーズに対応するため、全ハローワークで高齢者への就労支援を実施

※前橋・高崎・桐生・伊勢崎・太田・館林・渋川のハローワークでは、高齢者専門の「生涯現役支援窓口」でチームによる就労支援等を実施

#### ◆「生涯現役支援窓口」における65歳以上支援状況

	就職件数	就職率
令和6年8月末	390件	92.4%
令和5年度	861件	85.8%

### 下半期の取組

- 70歳までの就業確保措置未実施の企業に対し、セミナーの実施など理解促進に向けた啓発活動を実施予定

## ● 障害者の就労促進(行運11P)

### ○障害者の雇入れ支援

- ハローワークを中心として、障害者就業・生活支援センターをはじめ地域の関係機関と連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫した求職者及び未達成企業等に対するチーム支援等の就労促進により、令和5年の障害者実雇用率は2.28%(法定雇用率2.3%、全国平均2.33%)
- 達成企業割合は56.1%と企業の過半数に上り、全国平均(50.1%)と比べると高い状況

#### ◆令和5年障害者雇用状況報告(各年6月1日時点)

	実雇用率	達成企業割合
令和5年	2.28%	56.1%
令和4年	2.21%	54.3%

- 障害者の雇用促進については、前橋所(9/27)をはじめとし、太田所(10/24)、高崎所(12/20)と各地域で就職面接会を開催

#### ◆ハローワークにおける障害者の就職件数

令和6年8月末	794件
令和5年度	1,641件

### 下半期の取組

- 全所の職員を対象に事業主指導等の研修を実施し、障害者雇用の促進を図った上で障害者雇用達成率の向上を図る。

# ◆安全で健康に働くことができる環境づくり

## ● 外国人に対する支援(行運11P)

### ○外国人材受け入れの環境整備

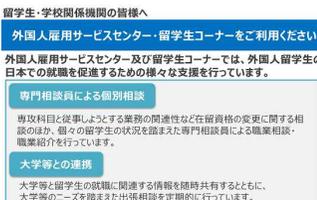
- 前橋、伊勢崎、太田及び館林の4つのハローワークに外国人雇用サービスコーナーを設置し、外国人求職者の専門の相談員やスペイン語、ポルトガル語等の通訳を配置し、安心して職業相談ができる体制を整備



- 日本語能力や労働関係法令の知識が不足している外国人に対して、「外国人就労・定着支援研修」の受講を勧奨し、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上、日本の職場習慣や雇用慣行、労働関係法令、社会保険制度等に関する知識の習得を通じて、日本における安定的な就職の促進を図る



- 令和6年4月にハローワーク前橋に設置した留学生コーナーにおいて、大学のキャリアセンター等と連携して、留学生の国内就職の促進に向けた支援を実施



- 令和6年6月20日に開催した「令和6年度 外国人雇用管理セミナー」において、外国人を雇用する事業主に対し適正な雇用管理と労働条件及び安全衛生の確保を目的として、周知・啓発を実施



### 下半期の取組

- 就労を希望する外国人に対しては、引き続き外国人就労・定着支援研修の受講を勧奨。また外国人を雇用する事業所に対しては、訪問による個別指導を実施予定

## ● 就職氷河期世代の活躍支援(行運12P)

### ○就職氷河期世代専門窓口における担当者チーム制による一貫した伴走型支援

- 前橋・高崎・太田・沼田の4つのハローワークに就職氷河期世代支援窓口（キャリア・チャレンジ応援窓口）を設置
- 専門担当者によるチームを結成し、個別に作成した支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援まで一貫した伴走型支援等を実施
- 就職氷河期世代に限定した求人やその応募を歓迎する求人を積極的に確保することによる総合的な支援を実施

### ○ぐんま就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム 第6回会議の開催

- 「就職氷河期世代支援プログラム」により設置された、ぐんま就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの第6回会議を7月11日に開催
- 令和4年度までの3年間を集中取組期間「第一ステージ」と捉え、令和5年度からは、成果を積み上げる「第二ステージ」と位置づけ、2年間の延長を措置

### ◆令和2年度からの集中取組期間における正社員就職件数 (年間1,500人以上を目標)

	正社員就職件数
令和6年8月末	1,273件
令和5年度	3,226件
令和4年度	3,165件
令和3年度	3,259件
令和2年度	2,790件
合計	13,713件



### ○エフエム群馬とオリジナルラジオ番組の制作(上記プラットフォーム支援委託事業)

- 就職氷河期世代の積極採用、正社員化等の気運の醸成を図るため、エフエム群馬に委託し、オリジナル番組を制作。ハローワークの窓口や支援内容、氷河期世代向け職業訓練制度やセミナー等の支援メニュー等を幅広く周知

### 下半期の取組

- 就職氷河期世代を対象とした合同企業説明会を11月以降に大規模会場にて開催予定

# ◆安全で健康に働くことができる環境づくり

## ● 新規学卒者等への就職支援(行運12P)

### ○若者の活躍促進

- 新規学卒者等について、就職支援ナビゲーターを中心に、各種セミナーや模擬面接指導等のきめ細かな担当制による就職支援を実施

### ◆大学新卒者の内定状況(就職内定率)

令和6年3月卒業者	96.5%
令和5年3月卒業者	95.8%

### ◆高校新卒者の求人・求職・内定状況

	求人数	求職者数	内定者数	就職内定率
令和6年3月卒業者	9,312人	2,395人	2,388人	99.7%
令和5年3月卒業者	8,605人	2,340人	2,317人	99.0%

- 群馬県と上毛新聞社と連携し、県内企業の就職を促進する取組として、群馬県内及び首都圏の大学生等を対象に、Gメッセ群馬にて「Gターン!ぐんま若者応援就職面接会」を開催(令和6年8月27日)

### ◆参加事業所数 36事業所

### ◆参加学生数 47名

- フリーター等について、「わかもの支援コーナー」や「わかもの支援窓口」を中心に、担当制による一貫した支援を実施

## 下半期の取組

- 高校、大学等未内定者及び既卒3年以内の者を対象とした合同企業説明会を10月以降に大規模会場にて開催予定

## ● 早期の紛争解決に向けた体制整備(行運12P)

- あらゆる労働問題に関する相談について、総合労働相談コーナーにおいてワンストップで対応
- 労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん等により、解決を支援

### ◆個別労働紛争相談内容別件数

	相談件数(うち「いじめ・嫌がらせ」相談件数)
令和6年7月末	2,109件(417件)
令和5年度	6,090件(1,102件)

### ◆助言・指導件数

	処理件数
令和6年7月末	48件
令和5年度	146件

### ◆あっせん件数

	処理件数
令和6年7月末	18件
令和5年度	48件
紛争当事者双方のあっせん参加件数/処理終了件数(R6.7月末)	8件/18件 (44.4%)
あっせん開催による合意成立件数/紛争当事者双方のあっせん参加件数(R6.7月末)	5件/8件 (62.5%)

## 下半期の取組

- あっせん等の個別労働関係紛争解決制度を、あらゆる機会を捉えて周知し、紛争の早期解決を支援

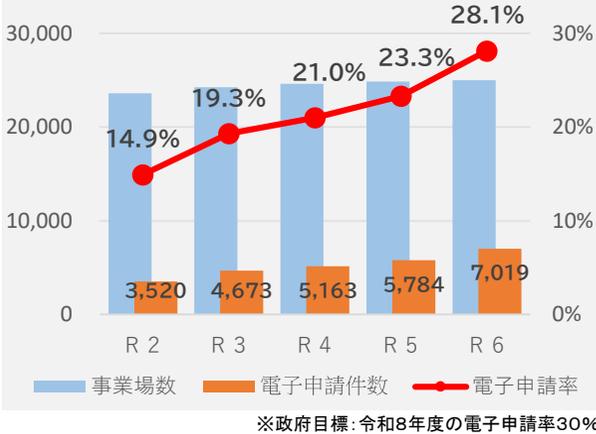
# ◆安全で健康に働くことができる環境づくり

## ●労働保険適用徴収業務の計画的な運営(行運12P)

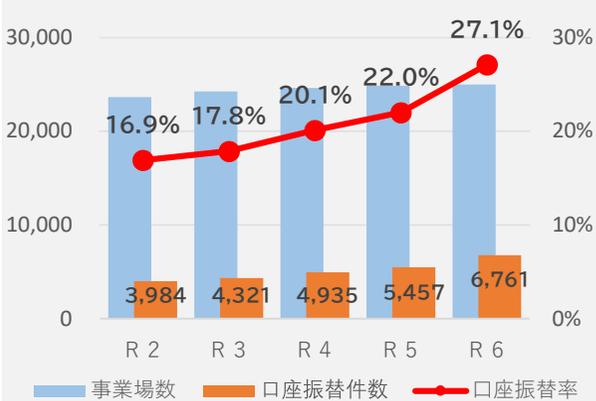
### ○「労働保険」年度更新申告書に係る電子申請・口座振替の利用促進

◆各市町村、事業主団体、金融機関等に対して周知広報を行うとともに、監督署安定所の窓口にてリーフレットを設置するなどし利用勧奨に努めた結果、いずれも利用率は上昇

労働保険の電子申請率



労働保険の口座振替率



#### 「口座振替による納付」のメリット

- 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。  
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 手数料はかかりません。
- 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

全期(前)の第1期	第2期	第3期
通常の納期限 7月10日	10月31日(※)	1月31日(※)
口座振替による納付日(引き落とし日)	9月6日	11月14日
ゆとり日数	58日	14日

※ここでは、第2期、第3期の納期限がそれぞれあり、口座振替による納付日と同日となります。

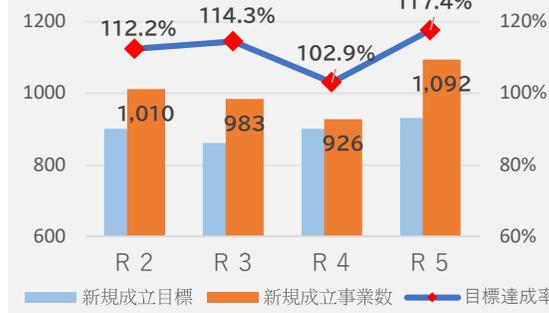
### 下半期の取組

さらなる電子申請、口座振替の利用率向上ため、年間を通じて継続的、積極的に周知・広報を実施

### ○「労働保険」未手続一掃対策

◆適用促進事業を一部受託している全国労働保険事務組合連合会群馬支部と連携し、年間の事業計画数等を調整・共有しながら計画的な未手続事業一掃対策を実施。本年度は、目標件数を900件(過去の平均値)とし、8月末時点で56.1%達成、前年同月比13.7P上昇

加入勧奨状況



### 下半期の取組

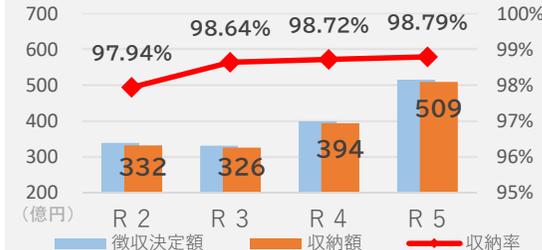
11月の「労働保険未手続一掃強化月間」を中心に、TV・ラジオCMやパンフレットを活用した勧奨・周知、手続指導等を通じた着実な加入手続きを実施

### ○「労働保険料」収納率向上

◆群馬局の労働保険料収納率は前年度比で0.07%上昇(全国平均▲0.3P)本年度は、8月末時点で23.31%(全国平均▲0.93P)

【参考】他局 最高値:31.96% 最低値19.69%

収納率の推移



### 下半期の取組

効率的な電話・文書の督促と併せて、高額滞納事業場を中心に、財産調査・差押え等を含めた厳正な滞納処分を積極的に実施